

2004 年 6 月議会

2004/6/18

私は、日本共産党を代表して、本議会に提案された議案に反対の主なものと、請願・陳情の委員会審査結果に反対の主なものについて、その反対の理由を述べ、討論いたします。

まず、議案第 66 号「鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件」であります。これは、老年者控除の廃止と生計同一の妻にたいする非課税措置の廃止が内容となっています。これらは、地方税法「改正」に伴う県税条例の改正であります。今回の地方税法「改正」は自民党と公明党による税制改正大綱では「地方分権の推進を支える税制」として提起されていますが、その実態は、「三位一体改革」の看板による、国から地方への財政支出大幅削減のもとで、地方自治体と住民の負担で、その穴埋めを行うための「改正」が中心となっています。老年者控除については、これまで 65 才以上で所得 1000 万円以下の者に適用され、控除額は 48 万円でした。国税においても公的年金等控除の老年者への特例が縮小され所得税の課税最低限は年金収入で 285.5 万円から 205.3 万円に下がり、個人住民税は課税最低限が年収で、245 万円に下がります。年金のほかに収入のある高額所得者に応分の負担をもとめるのは当然です。しかし、今回の「改正」で負担を求められるのは月 20 万円程度の年金収入しかない高齢者であり、年金給付が減額され、介護保険料の負担が増える中で、あまりにも冷たい仕打ちではないでしょうか。また、これまで納税義務者の妻はどれだけ所得があっても均等割は非課税とする制度が 1950 年から行われてきました。当時の女性進出の状況や行政サービスを世帯単位・家族単位で受けるものが多かったことなどが要因でした。今日では、就労する女性は増加しており、均等割は非課税ですが所得割を納税している層も増加してきました。新規に課税対象となる女性の見込み数は本県で 10 万人になると言われています。生計同一の妻にたいする非課税措置をどうするかは検討すべき課題ではありますが、女性の賃金はその就労者の 70%ほどが 240 万円以下であり、さらに家計所得も低迷を続けている今日、非課税措置の廃止は住民負担の引き上げとなり適当ではないと考えます。

以上の理由から、本議案には賛成できないものであります。

次に、議案第 68 号「森林環境税条例制定の件」であります。これは、森林環境の保全及び森林を、すべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の、財源を確保するという目的で、個人県民税均等割及び法人県民税均等割の納税義務者に、それぞれ個人は年額 500 円、法人は均等割額の 5%を徴収するというものであり、総額 3 億 4000 万円の税収が見込まれるというものです。本県の森林の面積は約 59 万ヘクタールであり、県土の 65%を占めています。このうち 73%が民有林であります。森林は、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、地球環境にやさしい資源であり、将来にわたって守り育てるべき県民共有の財産であり、わが党は、森林保全の重要性は当然との立場であります。よって、わが党は、森林環境税に対し、全く否定するという立場をとるものではありません。現在の危機を克服するために、地方から施策を発信していくことは必要なことです。しかし、今回提案された本議案についていくつかの問題点を指摘しなければなりません。

その第1は、本県の林業が長期にわたる木材価格の低迷等から林業の従事者が減少、高齢化し、間伐などの手入れが行き届かないという現状も、元はといえば、歴代自民党政府がすすめてきた施策にその大半の要因があり、基本的には、国の政策の転換なしに、森林・林業の再生はあり得ません。その責任を国に求めるべきであります。

第2には、新税創設に向けて県民への周知や意見の聴取が不十分ではないかという点です。税創設の目的の一つに「県民の意識の醸成」がありますが、この目的が達せられるためには、導入前に時間をかけた議論が必要です。全国に先駆けて「森林環境税」を導入した高知県では、全国一の森林県として税創設の意向を知事が表明した後、「新税制検討プロジェクトチーム」を設置し、2年間の計画で、制度の創設を検討しています。2年間の検討のスケジュールとしては、最初の半年間で、県民議論のたたき台とするために制度の試案を公表し、その後1年間をかけて県民による議論を重ね、合意づくりに取り組み、最後の半年間で県議会への条例案の提案や制度実施へ向けた準備期間に充ててきたという経過があります。その間、シンポジウムの実施や、知事自らが足を運んでの住民説明会なども行われました。それでも、導入後のアンケートでは、「森林環境税」の認知度は48%という数字であります。本県の場合、自治体関係者や各種団体へは説明会等も行われてきましたが、一般県民へは、昨年10月10日発行の「県政かわら版」に全体の紙面の12分の1ほどのスペースで税制の案が紹介され、後は12月の新聞紙面で1回、5月の「県政かわら版」で1回だけであります。他にホームページでの紹介や意見聴取もありましたが、その利用者は、県民のごく一部に限られています。本来の税創設の意義からすれば、その必要性や使途についてもっと十分に時間をかけて議論することが必要であると考えます。

第3には、税率について、「広く薄く」とされておりますが、個人県民税均等割の1000円が50%アップの1500円となり、決して「薄く」ではないと考えます。

以上の理由から本議案に賛成できないものであります。

次に、議案第70号、71号についてであります。これは、市町村合併についての議案であります。

わが党は、市町村合併について、住民の意思に基づいて地方自治体を適正な規模にしていくことに一律に反対するものではありません。しかしながら今、国のかけ声で進められている市町村合併は、安上がりで財界に都合のよい自治体づくり、地方制度づくりです。今、政府は、「国から地方へ」、「官から民へ」をかかげて、国と自治体の責任を放棄、後退させ、福祉や教育などの水準を保障してきた地方への財政支出を削減しようとしています。この市町村合併も、国の財政支出を大幅に減らす「自治体リストラ」であり、さらに、その進め方が、合併特例債という誘導策により、全くの国のおしつけ、そして国いいなりの県の押しつけであることは明らかです。

反対の理由の第1は、2件の合併が真に住民の意思に基づいたものではないということでありま

す。たとえば、喜入町は、町が行った住民アンケートでは、鹿児島市との合併について、反対が多数でした。その後住民投票条例に基づく住民投票では合併を望むものが4791票、単独を望む者が

3 7 9 9 票という僅差で逆転しました。桜島町の住民投票でも、鹿児島市との合併について賛成が 1 8 5 5 票、反対が 1 4 2 2 票でありました。残りの 1 市 3 町では、住民の意思も確認されていません。「薩摩川内市」の方はさらに複雑な経過をたどっており、祁答院町と入来町でおこなわれた住民投票も、議案にある 1 市 4 町 4 村の合併について直接問うものではなく、結果も 8 3 票差、2 0 票差という更に僅差を争うものでした。本来ならば、もっと十分に時間をかけて議論し、住民に賛否を問うべきであります。

反対の第 2 の理由は、合併後にそれぞれの市町村でのこれまでの施策が合併後どのようにかわっていくのかの検討が十分に行われていないことであります。本来、その具体的な施策の変化について、必要な時間を十分にとって検討し、その中身をしっかりと住民に知らせた上で、合併の是非を問うべきであります。その時間がとられなかったのも、この「平成の大合併」が期限をきっての合併の押しつけだったことにほかなりません。以上の理由から議案第 7 0 号と 7 1 号には賛成できないものであります。

次に議案第 7 8 号から議案第 8 3 号までの 6 件の議案について一括して反対の理由を申し上げます。これらは、全て人工島建設の工事契約の議案であり、総額 3 9 億 7 0 0 0 万円の事業費となっています。人工島建設は、わが党が繰り返し述べてきているように、豪華客船クイーンエリザベス号も寄港できない港になり大型観光船の寄港も予想を遙かに下回り、経済効果も期待できないことや、桜島の土石流の処分場のために建設するという理由が、土石流土砂の減少により、不足する分をわざわざダム建設残土の投入を迫られるなど、成り立たなくなっていること、今日の情勢と九州の事例を見てもこの種の事業の将来展望がないことが明らかであります。何よりも、来月行われる県知事選挙の予定候補者である 5 名がすべて、これまで人工島推進という立場であった人たちも含めて、実体はともかくとして、人工島建設の「見直し」「凍結」を公約として表明せざるを得ないなど、人工島推進では、県民の支持は得られないと判断していることから、人工島建設の計画が県民から喜ばれない「ムダと環境破壊」の代物であることは明らかであります。

先日、農林水産委員会で指宿の「県水産技術開発センター」を行政視察する際に、船上から、人工島の建設現場を見る機会を得ました。右手に鹿児島市を、左手に桜島や大隅半島をながめながら穏やかな錦江湾を船はすすんでいきましたが、どうして、この豊かな自然の錦江湾に、2 4 ヘクタールの人工の島を県民の巨額の税金をつぎ込んで作る必要があるのだろうか、青い海をみながら改めて怒りがこみあげました。どうしても土地が必要であれば 2 4 h a の 5 倍以上の広さがある石播用地こそ返還を求めるべきであります。

以上の理由から、これらの議案には反対するものであります。

次に議案第 8 5 号、これは、県立宮之城高校と宮之城農業高校を廃止し、「県立薩摩中央高校」を設置することと、阿久根高校、阿久根農業高校および長島高校を廃止し、「県立鶴翔高校」を設置するという議案です。

本県は、「かごしま活力ある高校づくり計画」を昨年 1 0 月に策定し、その中で、「学校規模の適正化」を掲げており、本議案はその趣旨のもとで提案されたものであります。この中で、「小規模校の取り扱い」と並んで「大規模校」についても適正化が掲げられているにもかかわらず、特に鹿

児島市内の1学年9クラス以上の大規模校については一部8クラスへの見通しが示されただけで、逆に5%の学区外の枠を広げるなど一局集中を煽るかのようなことがなされている中で、今回の提案であります。このような県教委に対して、今年1月には県内の17人の市長や町長が名前を連ねる「高校再編関係市長町かごしま県連絡会」準備会より、県教育長あてに「公立高校の再編整備に関する共同声明文」が出されました。この中では、高校の再編整備にあたって『「地域の理解と納得」が得られるように努力」し、「一方的に決定しないこと」、「地元関係者との協議を重ね、双方の合意に基づいて成案を策定」することなどが要望されており、いかに県教委のやり方が強引なものであったかを物語っています。応募する人数が少なくなっていくことについては、もちろん地元の努力もあるでしょうが、県教委としての努力がなされてきたのか、はなはだ疑問であります。県教委として工夫・努力がなされないまま、大きいところは放ったまま、小さいところを切り捨てていく。子どもたちの教育の機会均等を保障する意味でも、そして地域での高校の果たしている役割を考える意味でも、もっと十分に時間をとって地元関係者と協議し、努力・工夫をすべきであります。よって、本議案には賛成できません。

次に専決第4号、「平成15年度一般会計予算補正」について専決処分の承認を求める議案であります。

これは、地方譲与税、地方交付税、交通安全対策特別交付金が確定したことによる6億3090余万円と合わせて、臨時財政対策債を使い、一般財源を減らした12億6000万円の合計18億9090余万円を基金に繰り入れたものであります。臨時財政対策債は、地方財政をまかなう方策で地方交付税の一部を振り替えたものであります。「後に交付税措置される有利な起債」と県は言っておりますが、3月議会では、地方交付税と臨時財政対策債の大幅な減が見込まれて、15年度補正で、150億円の財政健全化債の発行に至ったわけですから、今後地方交付税で間違いなく措置されるのか大変不透明であります。政府は、「骨太の方針 第3弾」で、地方交付税について「段階補正をさらに見直す」「地方債の交付税算入措置を見直す」としています。そして、2004年度予算ではこの方針に従って、「都道府県分の補正係数を3年間で半減する」「都道府県分の事業費補正について、災害・沖縄・公害防止関係を除き、原則廃止する」としています。農山村や離島など地理的に不利な条件の本県にとって、影響がでてくることは必至です。後に担保されるかどうか分からない新たな借金まで増やして、基金に積み戻すことは、「財政改革プログラム」を履行するためのつじつま合わせとしか考えられません。

よって、本議案は承認できないものであります。

続きまして、陳情5028号「乳幼児医療費無料制度に関する陳情書」について、委員会審査で継続となりましたが、これは採択すべきであることを主張いたします。

この陳情は、乳幼児の医療費について県として就学前まで無料とすることと、現物給付とすることを要望したものであります。昨年9月に「少子化社会対策基本法」が施行され、その中で「子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため」として、「子どもの医療費にかかる措置」を国と自治体に求めています。

本県の乳幼児医療費助成制度は、医科は6才未満まで、歯科は4才未満までを対象として月に3

000円をこえる分について、償還払い方式で助成しています。県下の各自治体では、これに上乘せしての助成をおこなっています。鹿屋市では、医科・歯科とも就学前まで、離島など19市町村を除く77自治体が歯科も独自に6才未満まで対象としています。自己負担についても、薩摩町と肝属郡吾平町は6才未満まで全額助成、野田町は5才未満、加世田市、東串良町は4才未満、知覧町が3才未満までを全額助成とするなど、厳しい財政の中で、無料化を実施しています。給付方法は、全自治体が償還払いですが、すでに全国で半数以上の都道府県が現物給付を実施していることから見ても、県がやる気になれば、すぐにでも現物給付は実施できると思われます。県が策定した「健やか親子かごしま21」の中で知事自らが「少子化、核家族化の進行や都市化の進展、女性の社会進出等により、子どもを産み育てる環境が大きく変化している中で、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境づくりは、極めて重要な課題となっている」と述べています。乳幼児医療費無料化制度の対象の拡大と現物給付は、その「環境づくり」に有効な施策であることは明らかであり、本陳情は採択すべきであります。

最後に陳情第3037号「奄美大島バス路線の存続・維持のための陳情」についてであります。

本陳情は委員会審査で「不採択」となっておりますが、採択すべきであることを主張いたします。陳情の趣旨にあるように、鉄道のない奄美大島にとってバス路線は、島民の足といえる重要なものであり、バス路線の廃止は、交通弱者である高齢者、女性、子どもにとって買い物や通院、通勤、通学などに大きな不便をきたすものです。現在、地元7市町村長で構成する奄美大島バス対策協議会で路線確保についての検討がなされておりますが、バス路線確保と、それにあたっての新たな住民負担が生じないように、県としても、その責任として、力を尽くしていくことは当然のことです。

よって、本陳情は、不採択ではなく、採択すべきであります。

以上、それぞれの議案や陳情の委員会審査について、反対する理由を申し述べて、私の討論を終わります。